

横浜市税制調査会運営要綱

制定 平成 24 年 3 月 30 日 (局長決裁)
直近改正 令和 8 年 3 月 31 日(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市税制調査会（以下「調査会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する調査会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 政策目標実現のための税軽減や超過課税などに関すること
- (2) その他本市の税制に関すること

(委員)

第 3 条 委員は、地方税財政制度に精通し、専門的知識を有する公平な立場にある学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第 4 条 調査会に、特別の事項について調査審議をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(座長)

第 5 条 調査会に座長を 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、調査会を代表し、会務を掌理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 調査会の会議は、必要のつど座長が招集する。ただし、座長が選出されていないときは、調査会の招集は市長が行う。

- 2 座長は、調査会の会議の議長とする。

- 3 調査会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 調査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。

（部会）

第7条 調査会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。
- 4 第5条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「座長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（会議の公開）

第8条 調査会の会議については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、公開するものとする。

- 2 調査会の会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員は、座長が定める。
- 3 会議の傍聴を希望する者は、傍聴の申込をすることとし、定員を超えている場合は、傍聴者を抽選で決定する。

（秩序の維持）

第9条 調査会は、傍聴席を指定するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、座長が許可した場合はこの限りではない。
- 3 調査会は、危険物を所持している者、酒気を帯びている者その他座長が会議の運営に支障があると認める者の入室を拒否することができる。
- 4 座長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、座長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

（会議の非公開）

第10条 第8条の規定にかかわらず、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条ただし書きの規定により会議の全部又は一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとする。

- 2 会議を非公開とする場合において、座長は、その指定する者以外の者及び会議を傍聴する者を会場から退去させるものとする。

（意見の聴取等）

第11条 調査会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(パブリックコメント手続の実施)

第12条 横浜市パブリックコメント実施要綱第4条第2項の規定による調査会の答申、報告書等の提出に関するパブリックコメント手続の実施については、座長が調査会に諮って定めるものとする。

(庶務)

第13条 調査会の庶務は、総務局主税部税制課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるほか、調査会の運営に関し必要な事項は、座長が調査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横浜市税制研究会設置要綱は、廃止する。

附 則 (平成24年7月12日財税制第279号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月12日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日財税制第907号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。